

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	重度心身障害者医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海津市は、重度心身障害者医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

岐阜県海津市長

公表日

令和6年8月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度心身障害者医療費助成に関する事務
②事務の概要	海津市福祉医療費助成に関する条例(平成17年海津市条例第92号)による重度心身障害者の医療費の一部を助成する事務であり、以下を行う。 1.受給者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、その申請等に係る事実についての審査 2.受給者証 3.医療費の一部の支給 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る海津市福祉医療費助成に関する条例(平成17年海津市条例第92号)による重度心身障害者の医療費の一部を助成する事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	重度心身障害者医療システム、統合宛名システム、中間サーバー、Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
重度心身障害者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第2項および第19条6号および別表の第117項 海津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 ①【情報提供の根拠】 なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない ②【海津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例における情報照会の根拠】 第4条第1項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部保険医療課医療係
②所属長の役職名	保険医療課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民生活部保険医療課医療係 〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515 0584-53-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部保険医療課医療係 〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515 0584-53-1111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月1日	I-1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の概要	海津市福祉医療費助成に関する条例(平成17年海津市条例第92号)による医療費の一部を助成することにより、重度心身障害者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①重度心身障害者医療の認定審査、実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの重度心身障害者医療データ提供	海津市福祉医療費助成に関する条例(平成17年海津市条例第92号)による重度心身障害者の医療費の一部を助成する事務であり、以下を行う。 1.受給者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、その申請等に係る事実についての審査 2.受給者証 3.医療費の一部の支給	事後	
平成29年3月1日	I-1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ③システムの名称	重度心身障害者医療システム	重度心身障害者医療システム、統合宛名システム、中間サーバー	事前	
平成29年3月1日	I-3個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・海津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第2項 別表第一の第84項 海津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項	事後	
平成29年3月1日	I-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14号	番号法第19条第8号 ①【情報提供の根拠】 なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない ②【海津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例における情報照会の根拠】 第4条第1項	事後	
平成29年3月1日	II-1対象人数	平成27年7月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年3月1日	II-2取扱者数	平成27年7月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月1日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部 総務課 総務係 〒503-0695 岐阜県 海津市海津町高須515 0584-53-1111	健康福祉部保険医療課福祉医療係 〒503- 0695 岐阜県海津市海津町高須515 0584-53- 1111	事後	
平成29年4月1日	I-5評価実施期間における 担当部署 ②所属長	健康福祉部次長兼保険医療課長 伊藤 裕紀	保険医療課長 古川 和典	事後	
平成30年1月1日	II-1対象人数	平成29年3月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
平成30年1月1日	II-2取扱者数	平成29年3月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	I-5評価実施期間における 担当部署 ②所属長	保険医療課長 古川 和典	保険医療課長 日比 幸紀	事後	
平成31年3月1日	I-5評価実施期間における 担当部署 ②所属長	保険医療課長 日比 幸紀	保険医療課長	事後	規則等改正に伴う「基礎項目 評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	II-1対象人数	平成30年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
平成31年3月1日	II-2取扱者数	平成30年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
平成31年3月1日	IV-1提出する特定個人情報 保護評価書の種類	【様式変更に伴う記載内容追加】	基礎項目評価書	事前	規則等改正に伴う「基礎項目 評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-2特定個人情報の入手	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	規則等改正に伴う「基礎項目 評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-3特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	規則等改正に伴う「基礎項目 評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-3特定個人情報の使用 権限のない者によって不正に 使用されるリスクへの対策は 十分か	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	規則等改正に伴う「基礎項目 評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-4特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	規則等改正に伴う「基礎項目 評価書」の記載事項の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月1日	IV-5特定個人情報の提供・移転	【様式変更に伴う記載内容追加】	[○]提供・移転しない	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-6情報提供ネットワークシステムとの接続	【様式変更に伴う記載内容追加】	[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-6情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-7特定個人情報の保管・消去	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-8監査	【様式変更に伴う記載内容追加】	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-9従業者に対する教育・啓発	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分に行っている	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
令和2年10月16日	Ⅱ-1対象人数	平成31年1月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和2年10月16日	Ⅱ-2取扱者数	平成31年1月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和4年3月9日	Ⅱ-1対象人数	令和2年9月1日 時点	令和4年2月1日 時点	事後	
令和4年3月9日	Ⅱ-2取扱者数	令和2年9月1日 時点	令和4年2月1日 時点	事後	
令和5年3月3日	Ⅱ-1対象人数	令和4年2月1日 時点	令和5年2月1日 時点	事後	
令和5年3月3日	Ⅱ-2取扱者数	令和4年2月1日 時点	令和5年2月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	I-5評価実施期間における担当部署 ①部署	健康福祉部保険医療課福祉医療係	市民生活部保険医療課医療係	事後	
令和6年4月1日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	健康福祉部保険医療課福祉医療係	市民生活部保険医療課医療係	事後	
令和6年4月1日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部保険医療課福祉医療係	市民生活部保険医療課医療係	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ-1対象人数	令和5年2月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅱ-2取扱者数	令和5年2月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事後	
令和6年8月26日	I-1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の概要	海津市福祉医療費助成に関する条例(平成17年海津市条例第92号)による重度心身障害者の医療費の一部を助成する事務であり、以下を行う。 1.受給者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、その申請等に係る事実についての審査 2.受給者証 3.医療費の一部の支給	海津市福祉医療費助成に関する条例(平成17年海津市条例第92号)による重度心身障害者の医療費の一部を助成する事務であり、以下を行う。 1.受給者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、その申請等に係る事実についての審査 2.受給者証 3.医療費の一部の支給 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る海津市福祉医療費助成に関する条例(平成17年海津市条例第92号)による重度心身障害者の医療費の一部を助成する事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事後	PMH事業に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
令和6年8月26日	I-1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ③システムの名称	重度心身障害者医療システム、統合宛名システム、中間サーバー	重度心身障害者医療システム、統合宛名システム、中間サーバー、Public Medical Hub(PMH)	事後	PMH事業に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
令和6年8月26日	I-3 個人番号の利用 ③法令上の根拠	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第2項 別表第一の第84項 海津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第2項および第19条6号および別表の第117項 海津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項	事後	PMH事業に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
令和6年8月26日	Ⅱ-1対象人数	令和6年3月1日 時点	令和6年8月1日 時点	事後	PMH事業に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月26日	Ⅱ-2取扱者数	令和6年3月1日 時点	令和6年8月1日 時点	事後	PMH事業に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更